

「こども性暴力防止法」が
令和8年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法の施行により、令和8年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、概要をお知らせします。

【事業者に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- ・ 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・ 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- ・ 実習ができないことにより教育職免許状教員免許（教員免許）の取得や、卒業・修了できなくなる可能性があります。
- ・ 実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。

教員免許の取得を希望されている方は、上記の内容を十分にご理解いただいた上で、出願（入学）をご検討ください。

【参考】

こども性暴力防止法について制度の詳細については、以下、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件に関する問い合わせ先】

岐阜大学教育学部学務係

TEL : 058-293-2206

E-mail: edu-gakmu@t.gifu-u.ac.jp